

「著作権セミナー」開催報告

関東支部東京委員会 委員
豊崎 玲子
豊川 直樹



目次

1. はじめに
2. 講義の概要
 - (1) 著作権制度上の著作権および著作者人格権の内容
 - (2) キャラクター公募における留意点
 - (3) 採用キャラクターの利用契約に関する留意点
3. 会場からの質疑事項とその回答
4. おわりに

1. はじめに

本年11月9日に、弁理士会関東支部主催では、東京23区の職員を対象とした「著作権セミナー」講義を開催しました。これは、関東支部の活動を通じ、各自治体のキャラクターを公募し、町のシンボルとして利用しようと試みる各区より、著作権に関する問い合わせを数多く受けたことがきっかけでした。今回、講師としてお招きしたのは、国士館大学大学院 総合知的財産法学研究科准教授 本山雅弘先生です。著作権制度の概略から、キャラクター公募上の留意点に至るまでを、初心者が理解しやすいよう丁寧にわかりやすく説明していただきました。定員50名ほどの比較的小さめの会場には、地域文化産業振興課、観光産業課といったキャラクター公募に関心のある東京23区の職員15名を含む30名ほどの参加者が集まりました。

本セミナーは、区職員を対象としていたものであったため、会員に対する事前告知は広く行われませんでした。しかし、著作権に関わりのある会員にとっても非常に参考となる講義であるとの印象を受けました。そこで、紙面にて内容を簡単にご紹介したいと思います。

2. 講義の概要

(1) 著作権制度上の著作権および著作者人格権の内容

(1) - 1 著作権制度上の「著作物」とキャラクターの相違点

著作権制度上の「著作物」とは人間の知的文化的活動の範囲に属する思想や感情を創作的に表現したもの

であり、著作権の範囲は、創作的表現である限り、非常に広範囲に及ぶものである。「創作性」を有するためには必ずしも超個人的である必要はなく、そこに求められる個性の程度は高いものではない。つまり、著作権法上の保護対象である「著作物」とは(1)ありふれておらず、(2)真似したものでもなく、(3)不可避的でもない「表現」ということとなる。ここで重要なことは、具体的な「表現であること」という点である。

他方、「キャラクター」とは、人物の性格・性質、容貌、役柄等のことであり、具体的な表現とは異なる抽象的なイメージをいう。したがって、「キャラクター」そのものは著作権の保護対象とはならず、図柄等の表現を伴うことによって初めて著作権が発生することとなる。つまり、キャラクターに関する著作権を考える際には、日常生活で理解される「キャラクター」の語と著作権法上の保護対象との関係で使用される「キャラクター」の語にはズレがあることを念頭に入れておかなければならないということである。

「サザエさん」事件(東京地裁昭和51.5.26)当時には、判例上、明確に確立していなかった「キャラクター」の概念だが、「ポパイ・ネクタイ事件」(最高裁平成9.7.17)の際には、「キャラクターは、漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいうべき抽象的概念であって、具体的表現そのものではなく、それ自体が思想又は感情を創作的に表現したものということができるからである」と判示されている。

(1) - 2 著作者人格権の内容

「著作物」が思想・感情を表現したものである以上、そこには人格の発露というべき個性が存在する。かかる個性を保護すべく、著作者には単に財産的保護を与えるのみならず、人格的保護が与えられるのであり、法上、人格的保護が占めるウェイトは高いものと考えられる。

著作者人格権とは具体的には、「公表権」「氏名表示

権」「同一性保持権」を指す。なかでも著作物の変更等の改変に対して反対できる権利である「同一性保持権」については、キャラクター公募・採用の際においても注意が必要である。

「法政大学懸賞論文事件」(東京高裁平成 3.12.9)にて、「(著作権法 20 条 1 項)にいうところの、著作物及び題号についてのその意に反する『変更、切除その他の改変』とは、著作者の意に反して、著作物の外面的表現形式に増減変更を加えられないことを意味すると解するのが相当である」と判示された。この判例は、たとえ、その改変が著作者の名誉を高めるものであっても、著作者の「意に反する限り」、禁止される改変に該当するというを示したものと解される。この「意に反する」改変を認めない本規定は、ベルヌ条約上にて規定される保護範囲「著作物の改変、切除その他の侵害で自己の名誉又は声望を害する虞があるもの」(6 条の 2)に比しても厳しい。

なお、著作者の名誉声望を害する著作物の利用行為は、「みなし著作者人格権侵害」(113 条 6 項)に該当することを忘れてはならない。

(1)－3 著作物の利用

他人の著作物を利用する際には著作権者から利用の許諾ないし同意を得る必要がある。

著作権の財産権的性質を利用するには、著作権者からの利用に対する「許諾」が必要であり、著作者人格権の行使を受けないためには、著作者からの「同意」が必要である。

著作者の同意が必要となるたびに、「その都度承諾」を受けることが可能であれば特に問題はないが、「その都度承諾」が現実的ではない状況が多数であることは容易に予想される。そこで、「適宜、修正・改変して利用することに同意する」旨の規定を契約書に記載することで、同一性保持権の全面的な放棄・不行使を求めることが、実務上よくあるが、包括的条項を作成する際には極めて慎重になるべきである。

これは、改変のうち、名誉・声望を害しない改変については、同一性保持権の放棄・不行使を認める余地があったとしても、名誉・声望を害する改変については、たとえ不行使特約を事前に交わしていても、事後的な同一性保持権侵害の主張は可能と考えざるを得ないからである。この点については、未だ裁判所の判断がないことに注意しなければならないが、現在の学説による理論的到達状況としては、日本の同一性保持権

の範囲とベルヌ条約上の保護内容の対比考察より、ベルヌ条約上、保護すべきと記載されている部分、すなわち「名誉声望保護」を超える改変についてのみ、契約書に包括的な制限事項を設けることも可能と考えられるということである。

このことから、包括的な同一性保持権不行使に関する条項を契約書中に記載することは避けるべきであり、それに代えるならば、「著作者の名誉・声望を害しない方法による改変利用については、作品の同一性保持権(20 条)は行使しないものとする」と記載するのがより妥当と解すべきである。

(1)－4 著作権の譲渡

権利の譲受は、双方の意思表示によって効果が発生し要式行為ではないため、必ずしも契約書面に拠る必要はない。譲渡の範囲は著作権に含まれる権利との関係で任意の合意が可能であるが、譲渡か利用許諾の区別を明確にさせること、翻案権および二次的著作物の利用権など留保の推定がなされるものについては、双方の意思を明確にしておくべきである。

(2) キャラクター公募における留意点

上記、著作権の特徴を踏まえた、キャラクター公募の募集要項を作成する際の留意点は以下のとおりである。

(2)－1 応募作品に関する所有権と著作権を区別して記載する

好ましくない例× 「応募作品は返却しません」「応募作品の使用権は主催者に帰属します」

好ましい例○ 「応募作品の所有権は主催者に帰属するものとします」

(2)－2 著作権の帰属条項に関する記載

好ましくない例× 「著作権に関するすべての権利は主催者に帰属します。」

好ましい例○ 「翻案権等(著作権法 27 条)及び二次的著作物の利用に関する原作者の権利(同 28 条)を含め、著作権に関するすべての権利は主催者に帰属します。」

(2)－3 著作者人格権の同意事項に関する記載

好ましくない例× 「受賞作品は利用に際して修正・

加工する場合があります。その場合には、著作者人格権は放棄した（行使しない）ものとしします。」

好ましい例○ 「受賞作品は改変して利用する場合があります。その場合において、著作者の名誉・声望を害しない方法による改変利用については、作品の同一性保持権（著作権法20条）は行使しないものとしします。」

(3) 採用キャラクターの利用契約に関する留意点

著作物の利用許諾は、互いの意思表示によって許諾の効果は発生し要式行為ではないため、必ずしも契約書面が必要ではないが、契約締結を行う際の留意点として、(1) 利用許諾契約と著作権譲渡契約の区別を明確につけること、(2) 権利譲渡の場合には、譲渡対象・範囲を明確にすること、(3) 著作者人格権の不行使特約に関しては、特約の無効判断を回避する工夫をすべきであることが挙げられる。

3. 会場からの質疑事項とその回答

本山先生による説明の後、会場内より公募する際の留意点について多数の質問が出されました。本山先生の回答も重要ですが、これらの質問は、キャラクター公募に関わる側がどんなことについて、不安や疑問を感じている点を知るうえでも非常に重要な点であると思われる。そこで、当日の質疑応答について、その要旨を再録することにします。

Q1) 小学生に交通安全標語を募集する場合、著作権、著作者人格権についても保護者が契約するのですか？

A1) 権利の帰属主体は創作者である本人です。著作権の譲渡等の契約については、一般的に、親権者による代理の範囲にあります。

Q2) 公募して作品採用された場合に、たとえば、数年前の作品に似ているといわれることがあるが、このような事態を回避するにはどのようにすればよいですか。

A2) 自治体側が権利侵害の責任を回避することは困

難だと思えます。問題は権利侵害した場合の効果です。権利侵害の効果には差止請求と損害賠償請求とがありますが、差止請求のほうは、利用する作品が模倣作品である以上、それを回避することは不可能です。これに対し、損害賠償請求のほうは、故意又は過失が要件となりますので、自治体側が過失責任を負わないための注意義務を尽くしていれば、それを回避することは可能と考えられます。ただ、裁判の一般的傾向としては、出版社、放送会社それに広告ポスターの発注者といった、いわばメディア側に、かなり高い注意義務を課して賠償責任を広く肯定する傾向にあるといえます。とはいえ、ある作品について他人の著作権侵害がないことを隈なく調査することは、現実的には困難なことです。結局は、責任を問われるメディア側の行為の社会的影響力に応じて、注意義務の程度も決められるということだと思います。少なくとも、問題となる作品に権利侵害の兆候があったときに、それを出版等するメディア側が、それを放置していると、注意義務違反として損害賠償責任が発生し得ます。また実務上は、メディア側がクリエイターの作品に関する著作権侵害責任を負わない旨の免責条項もみられますが、この免責条項がメディア側の注意義務を軽減するものではないというのが、裁判所の確定した判断といえます。こうした免責条項は、メディア側が賠償義務を負担した後にクリエイターに対する求償根拠としてのみ機能すると解するべきでしょう。

Q3) 他人の著作物に「依拠」したか否かについても少し具体的にお教え下さい。

A3) 自分が作成した表現が偶然に他人の表現と一致する場合があるが、それは著作権侵害に該当しません。しかし、自治体が、クリエイターが依拠して作成した模倣著作物を複製等する場合は、その著作物自体を自治体自身が作成したわけではないですから、自治体側の依拠を否定することは困難です。

Q4) 模倣著作物を広告会社等が用いた場合に、広告会社の注意義務違反が発生する場合がありますが、模倣者と広告会社との損害賠償責任の割合はおおよそどの程度ですか。

A4) 一概にはいえません。

Q5) 自治体の調査に関し、注意義務違反の基準はないのですか。立証の問題や承諾書等についてお教え下さい。

A5) 注意義務違反の基準を具体的に示すことは難しいです。一般論としては、侵害の結果の蓋然性、侵害の重大性、侵害回避行為の可能性、の3つのファクターを考慮して、それぞれの場面での注意義務の内容を個々に導こうとする考え方もあります。とはいえ、その注意義務の程度を一般化することは困難でして、結局は、個々のケースごとに判断せざるを得ないのではないかというのが印象です。たとえば、マスメディアが関わる場合のように、侵害物が世に出回ることによる被害の程度が甚大な場合には、高い注意義務が課されることが考えられますし、一方では、ある作品に権利侵害がないことを逐一調査することは現実的に不可能ですから、そのような調査をすべき注意義務まで負うものではない旨を判示する裁判例もあります。また、著作物利用行為が営利目的の場合には、万が一権利侵害があった場合のリスクを分散させることもできますから、そのような事情は注意義務の程度を高くする方向に働くでしょうが、自治体のように営利を目的としない場合には、侵害リスクの分散の仕様がなないわけですから、自治体に課される注意義務は相対的に軽減される方向に傾くかもしれません。

いずれにしましても、事前調査、警告書の内容、権利者情報の他、今は権利者すら自覚する前にネットの世界で話題が沸騰する世の中ですので、少しでも権利侵害の情報に接した場合は、すぐにそれに対

処することで注意義務違反を免れるよう体制を整えておくことが重要だと思います。その意味では、自治体内のコンプライアンスを整えること、侵害回避のためにとった行動を記録や証拠書類として残しておくことは重要でしょう。また、過失責任を完全に逃れることは困難ですので、万一に備えて、せめてクリエイター側に対する求償の根拠となる条項を契約書に盛り込んでおくことも忘れてはならないように思います。

4. おわりに

昨今の「ゆるキャラ®」ブームを受け、自治体のキャラクター公募の機運はますます高まっているようですが、各自治体とも採用した公募作品の著作権の取扱いについて、多くの不安や疑問を持っている様子でした。今回のセミナーはそうした疑問を解決するための一助となったものと思料します。

今回のセミナーは制度概略から公募の留意点までをコンパクトに説明していただいたものですが、参加者はさらに聞いておきたい点があったようで、講義終了後に行われた名刺交換会には多数の参加者が長蛇の列を作り、質問が次々と寄せられておりました。公募作品を採択する際の留意点、調査の方法、キャラクターを使用する際の留意点などについて聞きたい参加者もいたようです。参加者の要望を受ける形で、今後とも継続的にセミナー開催について企画する必要があると思われました。

(原稿受領 2010. 1. 15)